

生徒心得

本校の生徒は、健康明朗で豊かな情操を備えた人格の完成に努め、よりよい学校生活の創造に努力しなければならない。

I 人格の形成に努めよう

高校時代は、人間形成における最も重要な時期であるとともに、生涯におけるかけがいのない時期である。したがって、自分自身に対する厳しさを求めながら、豊かな人間をみざすべきである。

- 1 高校時代は、各自が無限の可能性を秘めている時期である。日常の学習活動や教科外活動に積極的かつ意欲的にとりくみ、自らの可能性の追求に努めよう。
- 2 高校時代は、自我のめざめから確立へと向かう時期である。「わがまま」や「独善」に陥ることなく、着実な自我の確立をみざそう。
- 3 高校時代は、豊かな感受性と新鮮な感覚が培われる時期である。つねによいものをみざしてそれに情熱を傾けよう。

II 基本的な生活習慣を確立しよう

1 礼儀について

礼儀は人間関係を支える基本的なものの一つである。

礼儀を大切にし、自分の周囲の人々に対して、すすんで挨拶する気持ちと習慣を身につけよう。

2 服装（頭髪を含む）について

飾らない堅実な服装こそが高校生にふさわしい。華美、装飾的なものは避け、流行を追うことなく、常に質素清潔を心がけよう。特に学校生活においては、服装の乱れが生活の乱れに結びつきやすいばかりでなく、学校全体の雰囲気に影響をおよぼすものであることを忘れてはならない。

服装に関する規程は別に定める（服装規程参照）

3 交友関係について

友人のあり方については、慎重を期するとともに、よりよい友人関係を成り立たせるためにお互いがある責任を負うものであることを自覚しなければならない。

男女交際は、高校生としての立場と節度をわすれてはならない。

Ⅲ 学校生活について

学校は、勉強し、心身を鍛え、情操をはぐくむという共通の目的のもとになり立っている一つの社会集団である。したがって、その目的を達成するために、集団の一員としてそれぞれの責任の一端をになうという自覚をもって協力し、それにふさわしい環境作りに専念して欲しい。

1 「きまり」について

集団の「きまり」やルールに対して、自己本位の解釈や行動をとることなく、それらを自分のものとしてうけとめる積極的な姿勢が必要である。

2 出欠席について

理由のない欠席、遅刻、早退、欠課などは、怠学や非行に最もつながりやすいものである。

自分の心の弱さを克服する日常のとりくみが大切である。

3 「けじめ」について

学校生活における厳しさと楽しさのけじめを見失うことなく、つねに節度ある生活のリズムを保つよう心がけるべきである。

Ⅳ 携帯電話・スマートフォン等の使用について

1 登校後は電源を切りロッカーにしまう。

2 放課後、生徒玄関において家庭と連絡をとる場合は使用を許可する。その他、家庭との緊急連絡等の必要性がある場合は、申し出て許可を得てから使用する。

3 不正に使用した場合（着信音やバイブの音が鳴ることも含む）は、一時預かりとし、反省文を書く。

4 首から携帯電話をかけたり、ポケットからストラップを出したりすることは禁止する。

5 定期考査中にポケットや机の中に入れておいた場合は、不正行為とみなされるので特に注意をする。

6 許可なく他人の写真・動画を撮影することは絶対にしない。

7 ソーシャルネットワークサービス（SNS）を利用する時のマナーは次のとおりとする。

(1) 自分や他人の名前や住所、学校名などの個人情報を載せない。

(2) 自分や他人の写真や動画を載せたり送ったりしない。

(2) 他人を誹謗中傷するような書き込みや、いじめに繋がる行為は絶対に行わない。

(3) SNSで知り合った人と直接会うことでトラブルに巻き込まれたり、誤った情報に惑わされ犯罪の被害に遭ったりしないよう十分気をつける。

V 校外生活について

- 1 遊技場などへの出入りについて
パチンコ店・スナックなど、高校生としてふさわしくない所への出入りは禁止する。
- 2 アルバイトについて
(アルバイトに関する規程参照)
- 3 下宿生活について
下宿の選定に当たっては、環境その他の条件に十分留意すること。

VI 安全について

- 1 交通安全、交通道德には細心の注意を払わなければならない。
交通に関する規程は別に定める(自転車・バイク・自動車に関する規定参照)
- 2 旅行、登山、キャンプ等について
 - (1) 事前に綿密な計画を立て、安全を確保する。
 - (2) 保護者の管理のもとで行う。国外へ旅行する場合は学校に届け出る。
- 3 事故が発生した場合は、直ちに学校に連絡をすること。

VII 特別指導について

- 1 問題行動が発生した場合、案件によって特別指導を行うことがある。

VIII アルバイトに関する規程

アルバイトは原則禁止であるが、経済的な理由によりやむを得ず希望する場合は、所定の流れで許可申請を行い、許可を得ること。その際は、学業、健康、風紀面などにおいて支障のないものとする。

原則として長期休業中のアルバイトのみ許可する。

ただし、家庭の事情によっては長期休業中以外のアルバイトを許可することもある。

- 1 アルバイト期間
 - ・夏季休業中 ⇒ **2週間以内**
 - ・冬季休業中 ⇒ **1週間以内**
 - ・学年末休業中 ⇒ **10日間以内**
- 2 各学期の成績の欠点保有者はアルバイトを認めない。
- 3 酒類を扱う飲食店や住み込みを要するアルバイトは認めない。
- 4 風俗営業・危険作業・夜間作業・その他、高校生にふさわしくないアルバイトは認めない。

- 5 午後9：00までに帰宅できるようにアルバイトを終了すること。
- 6 長期休業中以外のアルバイトを許可された場合でも、中間考査・期末考査中および考査1週間前のアルバイトについては、学習を優先し実施してはならない。
- 7 アルバイトを始める前に、学級担任とよく相談した上で、所定の用紙を提出し許可を得てから実施すること。
- 8 アルバイト終了後に、実施報告書を提出すること。

附 則

- 1 当心得は、昭和58年4月1日制定する。

附 則

- 1 当心得は、平成26年4月1日に一部改定し、同日より適用する。

附 則

- 1 当心得は、平成31年4月1日に一部改定し、同日より適用する。

附 則

- 1 当心得は、令和3年4月1日に一部改定し、同日より適用する。

服装規程

登下校時および在校時、その他学校の定めた時は本校指定の制服を着用する。学校行事等における服装については、必要に応じて学校が指示する。

校章バッジ



- 1 **ブレザー**
本校指定のブレザーを着用し、襟に校章（バッジ）をつける。
- 2 **スラックス**
左前部にマークの入った本校指定のスラックスを着用することとし、変形してはならない。
- 3 **スカート**
 - ・左前部にマークの入った本校指定のスカートを着用することし、変形してはならない。
 - ・スカート丈は、床上30cm以上から膝頭にかかる長さの範囲とする。
- 4 **セーター・ベスト**
 - ・セーター・ベストを着用する場合は、本校指定のものを着用する。
 - ・登下校時は、必ずブレザーを着用する。
 - ・夏季略装期間（6月1日から9月末日迄）はセーター、ベスト、シャツ・ブラウスでの登下校を認める。（夏季服装(略装)規程参照）
 - ・各種式典時には、気候に応じてセーター・ベストの着用を認めるが、その上にはブレザーを必ず着用すること。
- 5 **シャツ・ブラウス**
白色のワイシャツ・ブラウスを着用すること。 Poloシャツは認めない。
- 6 **ネクタイ**
本校指定のネクタイを着用すること。
- 7 **ソックス**
黒色または紺色の無地を原則とする。
- 8 **防寒着**
登下校時に制服の上に防寒着を着用する場合は、華美なデザインや色彩・柄のものは禁止する。
- 9 **ストッキング・タイツ**
黒色系統、または肌色系統の無地を原則とする。華美なデザインや色彩のものは禁止する。
- 10 **靴**
 - ・華美なデザインや色彩のもの、極度にかかとの高いもの、サンダルは禁止とする。
 - ・室内履きは本校指定の靴を用いること。その際、かかとのつぶし履きを避け、足もとの安全配慮をする。

11 頭 髪

清潔を心掛け、奇抜な髪型、染色・脱色・パーマ等の加工、ウィッグ・エクステンション等の装飾は禁止する。

12 装飾品および化粧

- ・いかなる装飾品もつけてはならない。また、化粧、マニキュア・ペディキュア等も禁止する。
- ・男子生徒においても、ひげを剃り常に清潔を心掛ける。

13 夏季略装について

- ・夏季略装は、別途定める。

14 上記規程以外の事例に関しては、そのつど学校が判断する。

附 則

- 1 当規程は、昭和60年4月1日に制定し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規程は、平成22年2月25日に一部改定し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規程は、平成24年4月9日に一部改定し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規程は、平成26年4月1日に一部改定し、同日より適用する。

附 則

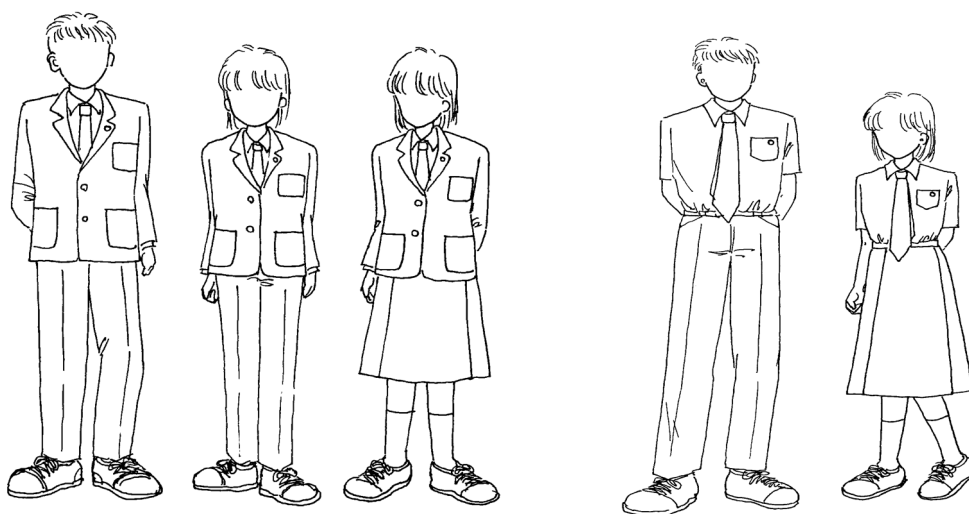
- 1 当規程は、平成31年4月1日に一部改定し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規程は、令和3年4月1日に一部改定し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規定は、令和5年3月1日に一部改正し、同日より適用する。



夏季服装（略装）規程

1 夏季略装期間

- ・ 6月1日から9月末日までを夏季略装期間とし、前後2週間程度（気候状況等に応じて連絡する）を移行期間とする。

2 夏季略装

夏季略装期間、移行期間中は、ブレザーを着用せず、セーター・ベスト・シャツ・ブラウスで登校してもよい。

- ・ ワイシャツ・ブラウスのみ着用の場合は、左胸に校章（バッジ）をつける。校章の刺繍入りのワイシャツ・ブラウスを着ている場合には、バッジ形の校章をつけなくてもよい。
- ・ シャツの裾はスラックス及びスカートの中に入れる。
- ・ ポロシャツは禁止とする。

3 ネクタイ

- ・ 夏季略装時はネクタイを着用しなくてもよい。ただし、ブレザーを着用する際は本校指定のネクタイを着用する。

4 上記以外の規程については、服装規程に準ずる。

附 則

- 1 当規定は、昭和60年4月1日に制定し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規定は、平成17年1月25日 一部改正し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規定は、平成24年4月9日 一部改正し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規定は、平成26年4月1日 一部改正し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規定は、平成31年4月1日 一部改正し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規定は、令和3年4月1日 一部改正し、同日より適用する。

交通に関する規程

本校の生徒は、人命尊重の立場から、歩行者・運転者として自覚ある行動をし、交通法規と交通道徳を守り、事故・違反の発生の防止に努める。

1 自転車通学について

- (1) 自転車通学者は、必ず所定の「自転車通学願」を学級担任に提出する。
- (2) 通学に使用する自転車には、所定のステッカーを購入して自転車に貼付する。
- (3) 駐輪時は、学年ごとに指定された駐輪場に整然と駐輪し、必ず鍵をかける。(チェーン式の鍵を使用する二重ロックが望ましい)
- (4) 傘さし運転はしてはならない。雨天の場合は、必ず自転車用の雨衣を着用する。
- (5) 携帯電話を使いながらの運転やイヤフォンで音楽等を聴きながらの運転はしてはならない。
- (6) 二人乗り運転や、夜間・夕暮れ時の無灯火運転はしてはならない。
- (7) 並列運転はしてはならない。踏切では、自転車を押して歩くこと。
- (8) 降雪時・積雪時・凍結時の自転車通学は、禁止する。
- (9) 冬季休業初日から2月末日までを冬季禁止期間とし、降雪等がない場合でも自転車通学を禁止する。
- (10) 長期休業日及び冬季禁止期間は、本校駐輪場に駐輪し、新発田駅前駐輪場及び新発田駅東口駐輪場の使用を禁止する。ただし、春季及び夏季休業日に補習又は部活動等で登校する場合は、この限りではない。
- (11) 3年生は、2学期終了後速やかに自転車を自宅に持ち帰るものとする。

2 バイク免許取得について

- (1) 取得を認める免許は、原付免許のみとし、自動二輪免許は取得禁止とする。
- (2) 免許取得は1年生の3学期の終業式の翌日以降、許可する。取得希望者は、必ず取得前に所定の「原付バイク運転免許受験許可願」を、取得後に所定の「免許取得届」を学級担任に提出する。なお、授業を欠いて、免許取得試験を受けてはならない。
- (3) バイク通学について
 - ・バイク通学は2年生の1学期始業式の翌日以降、許可する。

- ・通学希望者は、所定の「バイク通学許可願」を学級担任に提出すること。その際、「自動車損害賠償責任保険」および「任意保険」のコピーも添えて提出する。
- ・通学を許可する対象は、通常の交通機関が不便な場合のみとする。距離は原則として8 km 以上15 km 未満とする。ただし、クラブ活動等で帰宅に支障がある場合は、クラブ顧問を通じて許可することができる。
- ・通学を許可されたバイクには、所定のステッカーを購入してバイクに貼付する。
- ・通学に使用するヘルメットはフルフェイス型およびジェット型のみを許可し、半キャップは禁止する。
- ・バイク通学を許可する期間は、原則として4月から11月までとする。
- ・通学に使用するバイクは指定された駐輪場に整然と駐輪する。

3 自動車免許取得について

- (1) 免許取得のための自動車学校への入校は、3年生の1学期終業式の翌日以降、許可する。なお、授業を欠いて、自動車学校に通ってはならない。
- (2) 取得希望者は、必ず取得前には、所定の「自動車学校通学許可願」を、取得後には所定の「免許取得届」を学級担任に提出する。
- (3) 取得後の自動車の運転については、在学中はできるだけ運転しない。万一、運転の必要が生じた場合は、保護者の管理のもと、安全運転に心がける。
- (4) 自動車での通学は認めない。

4 交通事故、または道路交通法に違反した場合は、ただちに学級担任に届け出る。

5 上記規程以外の事例に関しては、そのつど学校が判断する。

附 則

- 1 当規程は、昭和60年4月1日に制定し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規程は、平成22年11月19日に一部改定し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規程は、平成26年4月1日に一部改定し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規程は、平成31年4月1日に一部改定し、同日より適用する。

附 則

- 1 当規程は、令和3年4月1日に一部改定し、同日より適用する。